

今後の費用負担の仕組みについて（たたき台）

1. 支障除去等に要する費用については、原因者に負担を求めることが原則であり、この原則を貫徹できない場合であって、行政対応に大きな問題がない場合に限り、国、都道府県等及び産業界が、その費用を広く分かち合うこととする。
2. 平成 28 年度以降の支援必要見込み額については、過去の特殊要因（硫酸ピッチや大規模事案）の影響を適切に割り引いた上で、これまでの支援実績を踏まえて、必要と見込まれる額を試算するものとする。
3. 産業界の負担に関しては、社会貢献の観点から、産業廃棄物に係る方に広く薄く協力を求めるとの考え方に立ち、産業廃棄物の排出から最終処分に至るまでマニフェストが幅広く利用されていることにかんがみ、産業界の理解と協力の下、マニフェストを頒布等している団体等（以下「マニフェスト頒布団体等」という。）に対して、必要な協力を求めることとする。
4. マニフェスト頒布団体等による基金への出えんは強制によるものではなく任意の拠出とする。
5. 国、都道府県等及び産業界が一致協力して不法投棄・不適正処理の撲滅に向けた取組を引き続き強力に推進し、今後の支援必要見込み額・出えん要請額の縮減に向けて、5 年ごとを目途に定期的に点検・評価を行う。